

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 浜松市子育て支援ひろば事業業務
- イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり
- ウ 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- エ 契約上限金額 別記3を参照のこと。(第二種社会福祉事業のため非課税)

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式1	参加意向申出書
7	様式2	参加資格確認結果通知書
8	様式3	事前説明会参加届
9	様式4-1	質問書
10	様式4-2	質疑応答書
11	様式5	企画提案書
12	様式6	企画提案書等の取扱いに関する回答書
13	様式7	参考見積書(単年度)
14	様式8	結果通知書
15	別記1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼
16	別記2	入札参加資格審査申請に準じた書類
17	別記3	契約上限金額

※6~17は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和8年4月10日(金)から令和8年5月14日(木)午後3時
質問書受付期間	令和8年4月10日(金)から令和8年5月14日(木)午後3時
参加資格確認結果通知書 交付日	令和8年5月26日(金)
質問に対する回答送付日	令和8年5月26日(金)
事前説明会参加申込受付	令和8年4月10日(金)から令和8年4月23日(木)午後3時

期間	
事前説明会開催日	令和8年4月27日（月）午後2時
企画提案書等提出期間	令和8年5月26日（金）から令和8年6月12日（金）午後3時
ヒアリング実施日	令和8年7月下旬頃 ※詳細は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和8年8月下旬頃
契約締結	令和8年11月2日（月）※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階
 浜松市こども家庭部子育て支援課 家庭支援グループ
 電話 053-457-2793
 メールアドレス kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類3099：その他の業務委託）の認定を受けている者。
 - イ 引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和8年4月10日（金）から令和8年5月14日（木）午後3時まで（必着）

- イ 提出先 浜松市こども家庭部子育て支援課 家庭支援グループ 担当 沖村・坂倉
- ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール
※郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。
※持参以外の場合は電話にて着信確認を行うこと。
- エ 提出書類 (ア) 参加意向申出書(様式1)
(イ) 別記2に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

- ア 交付方法 様式2により電子メールで交付する。
- イ 日時 令和8年5月26日(火)
- ウ その他 電話連絡等はない。
※なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

- ア 提出方法 持参、郵送又は電子メール
※郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。
※持参以外の場合は電話にて着信確認を行うこと。
- イ 提出期限 令和8年5月29日(金)
(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)
- ウ 提出先 浜松市こども家庭部子育て支援課 家庭支援グループ 担当 沖村・坂倉
- エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間子育て支援課において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ア 提出期限 令和8年4月10日(金)から令和8年5月14日(木)午後3時まで(必着)
- イ 提出先 浜松市こども家庭部子育て支援課 家庭支援グループ 担当 沖村・坂倉
- ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール(ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)
- エ 回答送付日及び方法 令和8年5月26日(火)電子メールによる

(5) 事前説明会の開催

本プロポーザルに係る説明会を次のとおり開催する。なお、事前説明会への参加は、必須とする。ただし、別途子育て支援課からの説明を受けることにより、説明会の参加を免除する場合がある。

- ア 開催日時 令和8年4月27日(月)午後2時から
- イ 開催場所 ザザシティ浜松中央館5階第2会議室
- ウ 参加方法 事前説明会参加届(様式3)を提出すること。
(ア) 提出期限 令和8年4月23日(木)午後3時まで(必着)

- (イ) 提出先 浜松市こども家庭部子育て支援課 家庭支援グループ 担当
沖村・坂倉
- (ウ) 提出方法 持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行うこと。）
- (エ) その他 参加者は2名以内とする。

5 参加資格の喪失

参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

- (1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア 基本事項に関する項目
 - イ 子育て支援に対する理念や取組状況に関する項目
 - ウ 子育て支援ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）運営理念
 - エ 事業の内容
 - オ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算事業）の内容（必須の事業は全団体が記載すること。それ以外は各加算事業の実施を希望する団体のみ記載すること。）

2 企画提案書等の提出

- (1) 提出物
 - ア 企画提案書（様式5）
 - イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式6）
 - ※第2章5(3)及び別記を参照のうえ提出すること。
 - ウ その他資料
 - ・参考見積書（単年度）（様式7）
 - ・開設予定所在地の周辺地図と開設予定施設の平面図を添付
 - ※使用する会場を黄色マーカーで囲む。（概ね 49.5 m²以上とし、園庭及びトイレを含まない。）
 - ※使用する出入口をピンクマーカーで囲む。
 - ※使用するトイレを青色マーカーで囲む。
 - ・開設予定施設の概略が分かる写真を添付。
 - 例) 玄関まわり、交流スペース、トイレ、避難経路、流し台など。
 - ※改修又は整備予定の場合は、その旨を記載する。
 - ・物件賃借料の分かる書類（賃貸借契約書等）

※賃借料加算を希望する場合のみ

- (2) 提出部数 12部（正本1部、副本11部）
- (3) 提出先 浜松市こども家庭部子育て支援課 家庭支援グループ 担当 沖村・坂倉
- (4) 提出期限 令和8年6月12日（金）午後3時まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）
- (6) 留意事項 企画提案書の内容に疑義がある場合、子育て支援課にて、第1次審査前に現地確認を行う。訪問の日程については、提案者に連絡し、調整の上決定する。

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。

- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア ヒアリング審査

- (ア) 実施日 令和8年7月下旬(予定) 詳細については対象者に別途連絡する。
- (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) ヒアリングへの出席者は2人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1者あたり15分程度(説明10分、質疑5分程度)を予定している。

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、別紙「評価基準」の記載の手順のとおり、地域別の開設か所数までの順位の提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 開設数の内訳は、下記のとおりとする。提案内容により、近隣地域で代替可能であれば、地域別の開設か所数に変更となる場合がある。指定施設(広沢子育て支援ひろば(中央区中地域))、引佐支所(浜名区北地域)を含む。(指定施設は別記3参照)

(単位：か所)

中央区				浜名区		天竜区	合計
中地域	東地域	西地域	南地域	北地域	浜北地域		
8	5	3	3	1	4	1	25

※各地域の区域は以下のとおり。

- 中地域 再編前の中区に三方原地区を加えた区域
- 東地域 再編前の東区
- 西地域 再編前の西区
- 南地域 再編前の南区
- 北地域 再編前の北区から三方原地区を除いた区域
- 浜北地域 再編前の浜北区

(4) 最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(5) 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和8年8月下旬頃までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消するものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受託候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。

別記 3

- 1 基本事業及び加算事業ごとの契約上限金額（単年度）は、以下のとおりとする。第二種社会福祉事業のため、消費税は非課税。

表 1 基本事業（必須）

基本	週 4 日型	4,642 千円
	週 5 日型	5,703 千円
	週 6 日型	7,182 千円
	広沢子育て支援ひろば（週 6 日型）	8,292 千円
	広沢子育て支援ひろば（週 7 日型）	9,547 千円

※週 4 日型・週 5 日型を選択し、常設ひろば開設日の週 1 日以上（月 4 回以上）を、休日（土曜又は日曜）に開所する場合、上記の金額に 10 万円を加算する。

表 2 加算事業

加算（必須）	出張ひろば	1,682 千円
	妊婦さんと家族のための講座	400 千円
	外国人支援	100 千円
	地域支援 A	346 千円
	地域子育て相談機関運営業務	315 千円
加算（選択）	発達支援 A	500 千円
	発達支援 B（最大 5 か所）	1,200 千円
	発達支援 C	400 千円
	多世代支援	400 千円
	長期休暇支援	500 千円
	地域支援 B（7 か所）	1,300 千円
	講習会の休日実施	443 千円
	一時預かり事業	表 3 参照

※事業者特定後、提案内容を協議の上、実施内容を決定する。事業の提案内容によって、減額となる場合がある。

表 3 一時預かり事業

開設日数	金額
週 3 日型	2,364 千円
週 4 日型	2,940 千円
週 5 日型	3,516 千円
週 6 日型以上	4,092 千円

表 4 一時預かり事業利用料見込み額（年額）

開設日数	金額
週 3 日型	432 千円
週 4 日型	576 千円
週 5 日型	720 千円
週 6 日型以上	864 千円

※表 3 の金額は事業費から表 4 の利用料見込み額を差し引いたもの。利用料見込み額は、見込み額を超えた場合を含め事業者の収入とするが、見込みを下回った場合のほか、表 5 区分 2 の利用料の減免にかかる補填は行わない（利用料の減免にかかる費用は上記委託料に含まれている）。

表5 一時預かり事業利用料の区分

(1時間あたり)

区分	利用料
1 市民税課税世帯	600円
2 市民税非課税世帯 ^{※1} 及び生活保護受給世帯 ^{※2}	0円

※1 利用者と利用者の配偶者等の世帯員のうち、所得の多い方の課税状況で判断する。

※2 生活保護受給者世帯は、この事業を利用する日における生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による被保護者の属する世帯とする。

2 基本事業及び加算事業の合算上限額（単年度）

基本事業及び加算事業（必須及び選択）の合算上限額は、開催日数に応じて以下のとおりとする。

※地域支援、地域子育て相談機関運営業務、講習会の休日実施、一時預かり事業、休日開所の加算については、以下の上限額に含まない。

(上限)	週4日型	8,049千円
	週5日型	10,759千円
	週6日型	11,820千円
	広沢子育て支援ひろば（6日型） ※光熱水費加算を含む	11,945千円
	広沢子育て支援ひろば（7日型） ※光熱水費加算を含む	13,014千円

3 賃貸物件を活用する場合の賃借料加算の契約上限金額（単年度）

拠点の専用スペース（駐車場を除く）の賃借に係る実費（上限額2,500千円）とする。

※週5日以上、かつ1日6時間以上開設している事業所に限る。

※受託者の法人代表や、当該法人から報酬を受けている役員等から賃借する物件、イベント等で不定期に賃借する物件などは含まない。

※共益費、管理費等は含まない。

※物件賃借料は地域の水準に照らして適正な価格以下とする。

4 指定施設一覧

開設場所	広沢子育て支援ひろば	引佐支所（2階ホール）
所在地	中央区広沢三丁目11-9	浜名区引佐町井伊谷616-5
会場の広さ（※1）	53.71㎡	213.3㎡
光熱水費（年間）	約250千円	約520千円
開設日数	週6日以上、かつ1日8時間以上	週4日以上、かつ1日5時間以上
利用対象	子育て家庭の親とそのこども（※2） （概ね12歳までの児童及びその保護者）	子育て家庭の親とそのこども （概ね3歳未満の児童及びその保護者）
職員の配置（※3）	子育ての支援に関して意欲のある者で、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上	

会場設備	授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内清掃あり ・光熱水費 125 千円を加算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催により使用できない期間あり。※引佐支所と利用時の注意事項などについて調整すること。 ・光熱水費 260 千円を加算する。

※1 会場の広さは、授乳スペース、ベビーベッドスペースを含む。（子育て親子が利用できる場所のみとする。）授乳スペースは、パーテーション等で区切ることで可とする。

※2 子育て支援ひろば（広沢）は、児童（小学生）のみの利用も可能とする。

※3 専任とは、ひろば開催中は、他の業務と兼任ではなく、ひろばの業務のみを行う職員のこと。